

市内認可保育所 平成20年度の 入園児を募集します

入所できるお子さん (世帯)

0歳から就学前までで、次の世帯のお子さんが入所できます。
○会社員、自営業、内職などで両親が共に働いていて、同居の親族が保育できない世帯
○出産、病气、看護などで、あなたも保育できない世帯

申し込みに必要な書類

- ①入所申込書
- ②税関係の書類 (保育料決定のためのものです)
○両親が給与所得者のかた
▽勤務先の「源泉徴収票」
(年末調整が済んでいないかたは確定申告が必要ですが)
○両親が農業・自営業などのかた
▽「確定申告書の控え」
※平成19年分の所得税が非課税の場合は、さらに「平成19年度市民税所得課税証明書(18年分所得)」も必要です。
※平成19年1月2日以降に転入されたかたの市民税所得課税証明書は、前住所地の市町村から交付を受けてください。

③就労状況申告(証明書)書 (家庭で保育ができないことを証明する書類)

※両親のほかに同居している60歳未満のかた(就学生などを除く)全員が必要で、
④そのほか必要な書類
○病气や看護などにより保育ができないかた
▽病状調査票(児童家庭係で聞き取りにより作成します)
○出産の場合
▽母子健康手帳

④第3子以降のお子さんを入所させる場合(3歳未満児)

▽お子さん全員分の保険証の写し
○ひとり親世帯のかた
▽「ひとり親家庭等医療費受給資格証」の写し、または戸籍謄本
○上のお子さんが幼稚園や認定こども園に入園している場合
▽在園証明書
☆①③の用紙および就園証明書は児童家庭係にあります。

保育料の算定

保育料は両親の所得税額など

入所決定

受付期間内に、入所申し込み者が保育所の定員を超えた場合は、勤務状況などにより入所を決定します。(先着順ではありません)
第1希望の保育所に入所できなかった場合は、第2、第3希望の保育所になるか、空きがでるまでの待機となります。

便利な口座振り替え

口座振り替えは、保育料を保育所へ持参する必要や、納め忘れない安全・安心で便利な制度です。手続きは金融機関か児

申込受付期間

平日…2月12日(火)～22日(金)
夜間…2月18日(月)～22日(金)
休日…2月16日(土)～17日(日)

申し込み・問い合わせ先

福祉課児童家庭係
(新館1階 ☎235111内線256・257)



児童家庭係で受け付けていますので、振り替えを希望するときは、口座番号が分かるものと通帳に使用している印鑑をお持ちください。

平成20年度保育料表

区分	階層	徴収基準額 (月額単位:円)					
		3歳未満児(全額)	3歳児(全額)	4歳以上児(全額)			
生活保護法による被保護世帯				A	0	0	0
市民税の区分 (平成19年分所得税が非課税の世帯)	市民税非課税世帯		B	0	0	0	
	市民税課税世帯	均等割のみ	C1	9,000	6,000	6,000	
		所得割課税世帯	C2	14,900	11,900	11,900	
			C2	15,900	12,900	12,900	
所得税の区分 (平成20年分所得税が課税されている世帯)	所得税課税	3,200円未満	D1	18,500	15,500	15,500	
	3,200円以上	6,300円未満	D2	19,500	16,500	16,500	
	6,300円以上	13,800円未満	D3	24,000	21,000	21,000	
	13,800円以上	21,900円未満	D4	25,100	22,000	22,000	
	21,900円以上	30,700円未満	D5	26,200	23,000	23,000	
	30,700円以上	40,000円未満	D6	27,400	24,000	24,000	
	40,000円以上	50,000円未満	D7	28,700	25,000	25,000	
	50,000円以上	62,500円未満	D8	29,800	26,100	26,000	
	62,500円以上	75,000円未満	D9	29,800	26,100	26,000	
	75,000円以上	87,500円未満	D10	31,600	28,100	27,100	
	87,500円以上	103,000円未満	D11	33,300	30,100	28,200	
	103,000円以上	152,500円未満	D12	35,000	31,300	29,300	
	152,500円以上	277,500円未満	D13	36,700	32,300	30,400	
	277,500円以上	413,000円未満	D14	38,500	33,300	30,400	
	413,000円以上		D15	40,300	33,300	30,400	

※どの階層に該当するかについては、両親の平成19年分所得税(源泉徴収税額)の税額(住宅借入等特別控除前の税額)の合計をD1～D15にあてはめ、入所する児童の入所時点での年齢の欄をご覧ください。
※所得税が課税されていない場合は、平成19年度(平成18年分所得)の市民税納税通知書記載の課税額のうち、均等割のみで課税されている場合はC1、所得割も課税されている場合はC2となります。
※市民税が課税されていない場合は、Bとなります。なお、世帯によっては祖父母などの税額が算定対象になる場合があります。
※B・C1・C2階層の上段(網掛け部分)の金額は、ひとり親世帯などの保育料です。
※第3子以降のお子さん(3歳未満児)の保育料軽減は別に計算されます。
※表中の保育料(全額)は1人入所の場合です。2人目以降が入所する場合は半額(2人目)、1/10(3人目以降)になります。

図の内容

- 施設名
①所在地
電話番号
②定員
③開所時間
④主な事業(予定)

市立みきの保育園

①西三番町22-35
☎233644
②90人
③午前7:30～午後6:00
④障害児保育・退所児童との交流

市立とわだこ中央保育園

①奥瀬字中平211
☎703061
②120人
③午前7:15～午後6:30
④子育て支援センター

市立十和田湖保育園

①奥瀬字十和田湖畔休屋16-195
☎752251
②30人
③午前7:30～午後5:30

白菊かねざき保育園

①西二十二番町28-15
☎234369
②60人
③午前7:00～午後7:00
④延長保育・子育て支援センター・退所児童との交流

白菊保育園

①東六番町1-24
☎232997
②90人
③午前7:00～午後7:00
④延長保育・世代間交流

第二白菊保育園

①三本木字北平76-2
☎233829
②90人
③午前7:00～午後7:00
④延長保育・世代間交流・休日保育

第三白菊保育園

①東三番町9-71
☎233363
②90人
③午前7:00～午後7:00
④延長保育・退所児童との交流・休日保育

第四白菊保育園

①洞内字沼田野162
☎272508
②45人
③午前6:30～午後7:00
④延長保育・世代間交流・一時保育・障害児保育

第五白菊保育園

①西二十三番町1-33
☎221903
②60人
③午前6:45～午後8:00
④延長保育・退所児童との交流・休日保育

すずらん保育園

①相坂字小林130-6
☎22590
②45人
③午前7:00～午後6:30
④延長保育

小さな森保育園

①西二十一番町6-14
☎234793
②60人
③午前7:00～午後7:00
④延長保育・一時保育・障害児保育・地域活動事業・子育て支援センター

豊ヶ岡保育所

①八斗沢字家ノ下465
☎273466
②45人
③午前7:00～午後6:30
④子育て支援センター・延長保育・世代間交流・学童保育

十和田乳児保育園

①東三番町9-71
☎237119
②90人
③午前7:00～午後7:30
④延長保育・地域活動事業

十和田めぐみ保育園

①西一番町5-51
☎220141
②90人
③午前7:00～午後7:00
④延長保育・子育て支援センター・障害児保育

八郷保育園

①赤沼字下平263-359
☎226206
②45人
③午前7:00～午後6:30
④障害児保育・延長保育

ひかり保育園

①徳並町4-60
☎233446
②60人
③午前7:00～午後7:00
④延長保育

深持保育園

①深持字明戸15
☎262168
②90人
③午前7:30～午後7:00
④一時保育・延長保育・子育て支援センター・異年齢児等交流・学童保育・障害児保育

まきばの保育園

①東二十三番町17-1
☎221456
②60人
③午前7:00～午後7:00
④延長保育・乳児保育促進・高齢者交流・子育て支援センター

緑と太陽の保育園

①東一番町10-18
☎243088
②90人
③午前7:00～午後8:00
④一時保育・延長保育

友愛保育園

①東十二番町4-26
☎233098
②90人
③午前7:00～午後8:00
④延長保育

第二友愛保育園

①西十一番町28-24
☎234514
②90人
③午前7:00～午後8:00
④延長保育

第三友愛保育園

①西十四番町50-18
☎234792
②90人
③午前7:00～午後8:00
④延長保育

